

四、必要の事項 (管見を述べた)

一、概論

二、本邦、東洋諸島、全土の各地方に於いては、既に法人の存在する者多し、其の概況を、

三、法律上の法人の性質、種類、成立の要件、消滅の事由、及びその権利義務の範囲、

四、法人の組織、運営、監督、及びその責任の所在、

五、法人の財産、債権債務の承継、

六、法人の設立、

七、法人の合併、

八、法人の解散、

九、法人の清算、